

過去の締約国会議の概要

第1回締約国会議

1. 期日 1980(昭和55)年11月24日～29日

2. 開催地 イタリア、カリアリ (Cagliari)

3. 議長 ファルチ大使 (Ambassador N. Falchi)

4. 参加国及び参加者数

締約国21ヶ国(締約国27ヶ国のうち)	56名
非締約国10ヶ国	22名
国際機関5団体	6名
国際NGO5団体	10名
条約事務局	23名

5. 会議の主な内容

本条約は財政規定がないため独自の資金協力は行えず、地についての活動を行うためにも財政的な背景が必要であるとの討議がなされた。

フランス代表等より、本条約の締約国が少ないのは、そもそも英語を唯一の正文としていることに問題があり、フランス語及びスペイン語諸国の幅広い参加を募るためには、他のマルチ条約の例のように、フランス・スペイン語も正文とする必要があるとの意見が表明された。

6. 採択された決議(RES)・勧告(REC)集

- REC. C. 1. 1 本条約締約国数の拡大・地理的適用範囲の拡大について
 REC. C. 1. 2 LDC援助について
 REC. C. 1. 3 本条約指定湿地の増加について
 REC. C. 1. 4 湿地指定基準について
 REC. C. 1. 5 湿地資源の目録について
 REC. C. 1. 6 環境アセスメントについて
 REC. C. 1. 7 正文言語追加のための条件改正手続きについて
 REC. C. 1. 8 本条約強化のための条約改正手続きについて
 REC. C. 1. 9 次回締約国会議開催について
 REC. C. 1. 10 本条約事務局への財政援助について
 REC. C. 1. 11 ラムサール条約・湿地生態系研究について

第2回締約国会議

1. 期日 1984(昭和59)年5月7日～12日

2. 開催地 オランダ、フローニンゲン市 (Groningen)

3. 議長 ケンネン (D. J. Kuenen)

4. 参加国及び参加者数

締約国32ヶ国(締約国35ヶ国のうち)	79名
非締約国20ヶ国	33名
国際機関・国際NGO11団体	29名
条約事務局	20名

5. 会議の主な内容

次の4議題につき討議し、また、これらに関する勧告が採択されたが、会議の最大の焦点は上記(3)の条約改正問題であった。

- (1) 条約実施に関する締約国の経験
 (2) 今後の条約実施上の指針となるべきフレーム・ワークと行動計画
 (3) 本条約改正問題
 (4) 湿地保全に関わる諸問題

過去の締約国会議の概要

6. 条約改正問題について

条約改正問題は、第1回締約国会議で採択された勧告のフォローアップであり、また、本条約が独自の事務局や財政基盤を欠く「歯のない条約」であり、今後条約目的を促進するためには何らかの形で条約改正を必要とする声が強かった。他方、常設事務局や分担金システムの導入はむしろ現行条約の性格や内容を基本的に変更するものであり、慎重に取り組むべきとの声が多かった。従って、条約改正問題は相当紛糾するものと予想されていた。

しかしながら、これも予想されていたことではあるが、会議開催時点で条約改正手続きに関する議定書(パリ・プロトコル)の受諾国が15ヶ国にとどまり発効するにいたらなかった。また、慎重論を唱える英国、オーストラリア、カナダ(さらにオブザーバー参加の米国)の根回しもあって、本件については勧告の採択を含め結論を出すことは避けることとし、会議での検討結果を踏まえて今後引き続き改正案内容を検討した。さらに、次回締約国会議に報告することとなり上記作業を継続するため、オランダを中心とする「タスク・フォース(特別調査委員会)」が設置されることで決着をみた。

7. 採択された決議・勧告等

- REC. C. 2. 1 国別報告書の提出について
- REC. C. 2. 2 条約改正案の採択方法について
- REC. C. 2. 3 条約実施のためのフレームワーク文章について
- REC. C. 2. 4 暫定事務局について
- REC. C. 2. 5 Wadden Sea全域の湿地指定について
- REC. C. 2. 6 サヘル湿地の保護と管理について
- REC. C. 2. 7 セネガルのDjoudj・ナショナル・バード・パークの保護について
- REC. C. 2. 8 モーリタニアのセネガル盆地の川の保護地区の設置について
- REC. C. 2. 9 若干国の湿地保護について

第3回締約国会議

1. 期日 1987(昭和62)年5月28日～6月3日
2. 開催地 カナダ、レジヤイナ (Regina, Saskatche)
3. 議長 デニス シート (Dennis Sherrt)
4. 参加国及び参加者数

締約国36ヶ国(締約国43ヶ国のうち)	96名
非締約国20ヶ国	23名
国際機関・国際NGO33団体	55名
条約事務局(カナダ・通訳含)	44名

5. 会議の主な内容

条約の改正

(1) 第6条の改正について:「締約国は必要ときに会議を開催する」を「締約国を設置し、少なくとも3年に1回通常会合を開催する」と改正した。締約国会議は「湿地の適正な利用等について勧告する。」を、これに加え「その他の勧告または決議を採択する。」に改正した。また、締約国会議は「会合ごとの手続規則を採択する。財政規則を定め次期財政機関の予算を採択する。」に、締約国は「全会一致の議決で採択する分担率に従って予算に係る分担金を支払う。」に改正した。このように、本会議において、締約国からの分担金制度を決めた。

(2) 第7条の改正について:「勧告は締約国の単純過半数による議決で採択する。」を「勧告、決議及び決定は、締約国の単純過半数による議決で採択する。」に改正した。

6. 採択された決議・勧告等

- RES. 事務局に関する事項の決議
- RES. 財政及び予算に関する事項の決議
- RES. 常設委員会に関する事項の決議
- RES. 条約改正の暫定的な履行に関する決議

- REC. C. 3. 1 国際的に重要な湿地を特定するためのクライテリア及び利用のためのガイドラインについて
- REC. C. 3. 2 渡り鳥の飛行ルートに関する更なる研究の必要性について
- REC. C. 3. 3 湿地のワイズユースについて
- REC. C. 3. 4 湿地に関して開発組織が負う責任について
- REC. C. 3. 5 開発組織についての事務局の役割について
- REC. C. 3. 6 アフリカ諸国の更なる締約国加入について
- REC. C. 3. 7 中央アメリカ、西インド諸島、南アメリカ諸国の更なる締約国加入について
- REC. C. 3. 8 Azragラムサール・登録湿地の保護について
- REC. C. 3. 9 ラムサール・登録湿地の保護について
- REC. C. 3. 10 アジア及び環太平洋諸国の更なる締約国加入について

第4回締約国会議

1. 期日 1990(平成2)年6月27日～7月4日

2. 開催地 スイス、モントレュー (Montreux)

3. 議長 ピエール ゴエルディン (Pierr Goeldin)

4. 参加国及び参加者数

締約国56ヶ国(締約国69ヶ国のうち)	177名
非締約国23ヶ国	30名
国際機関12団体	23名
国際NGO15団体	71名
国内機関14ヶ国33団体	46名
報道機関	11名
条約事務局	46名

5. 会議の主な内容

会議では、「モニタリング手続き」と「ワイズユース(賢明な利用)」に議論が集中した。特に登録、指定した湿地の現状をどのように把握し、以下の必要な保護・管理手法を施すかが議論された。

湿地はいずれの国においても人々の生活圏と隣接し、常に強いインパクトにさらされており、とりわけ湿地はインパクトに弱い自然といわれるだけに「モニタリング手続き」は緊急かつ重要な課題であると論議が集中した。

もう一つの提案「ワイズユース」は、近年注目されている地球規模での気候変動において、湿地の果たす役割という切り口から注目された。湿地は単に水鳥やその他の野生生物に生息地を提供するだけにとどまらない。気候の調整や大気、水系の浄化、さらに人々が生活に必要な自然資源を獲得する場にもなっている。また、湿地には、私たちの環境変容をいち早く把握する一種の指標としての役割があることも強調された。

東南アジアやアフリカからは、経済的自然資源としての湿地、例えばマングローブ材や魚類資源を獲得する対象として認め、継続的、かつ安定した状態で資源を確保するための施策の必要性が強調された。また、野生生物及び生態系の保護区域として、さらに人々のレクリエーション・エリアとして湿地を健全に活用し、維持するための保護・管理施策について討議された。

6. 採択された決議・勧告等

RES. C. 4. 1 条約第10条の2、第6項の解釈についての決議

RES. C. 4. 2 締約国会議の使用言語についての決議

RES. C. 4. 3 湿地保全基金についての決議

「湿地保全基金」の設置(基金は事務局が管理し、常設委員会の承認を得て開発途上国の援助に運用する。財源は任意の拠出とし、当面は年間1万フランとする。

RES. C. 4. 4 条約第5条の履行についての決議

RES. C. 4. 5 締約国の加入の要求についての決議

REC. C. 4. 1 湿地の復元について

REC. C. 4. 2 国際的に重要な湿地を特定するためのクライテリアについて

REC. C. 4. 3 国別報告書について

過去の締約国会議の概要

- REC. C. 4. 4 湿地保護区の設置について
- REC. C. 4. 5 教育とトレーニングについて
- REC. C. 4. 6 ラムサール条約指定地としての可能性のある湿地に関する科学的な目録
- REC. C. 4. 7 ラムサール条約の実施の改善のための措置について
- REC. C. 4. 8 ラムサール条約登録湿地の生態学的特徴の変化についての勧告について
- REC. C. 4. 9 締約国ごとのラムサール条約登録湿地について(各論)
- REC. C. 4. 10 ワイズユースコンセプト実行のためのガイドライン
- REC. C. 4. 11 国際機関との協力について
- REC. C. 4. 12 渡りをする種(野鳥)管理のための締約国間の協力について
- REC. C. 4. 13 湿地に関するMDBs(多国参加の開発銀行)の責任
- REC. C. 4. 14 ホストに対する謝意について

第5回締約国会議

1. 期日 1993(平成5)年6月9日～16日
2. 開催地 日本、釧路市
3. 議長 佐藤大七郎・東京大学名誉教授
4. 参加国及び参加者数

締約国72ヶ国(締約国77ヶ国のうち)343名(日本171名を含む)	
非締約国23ヶ国	32名
国際機関7団体	7名
国際NGO14団体	51名
海外NGO(一国内のみのもの)16団体	39名
地方自治体40団体	124名
日本国内NGO72団体	295名
条約事務局	53名
報道機関76機関	273名

5. 会議の主な内容

最初の2日間で全体会合で、条約の履行状況、世界各国の湿地の保全状況、事務局の活動状況、今後3年間の事業計画および予算等について議論を行った。

次の2日間は分科会に別れて、①登録湿地の現状(各国の登録湿地の現状等)、②湿地の賢明な利用(ワイズユース)(ワイズユースのための追加手引きの策定等)、③湿地保護区の設置(保護区の管理計画策定等)、④湿地保全のための国際協力(ODAへの湿地保全概念の導入等)の4テーマについて議論が行われた。

7日目には、「ジャパン・デー」と称して、わが国の湿地保全の状況、および湿地に関する調査研究等が各国に紹介され、最終日に9の決議と15の勧告を採択して閉幕した。

決議5.1では、ラムサール条約の当面の課題を示した「釧路声明」を採択し、その中では、①湿地の保全と管理の推進、②湿地の賢明な利用の推進、③国際協力の推進、④条約に関する普及啓発の推進、についての目標が示された。

6. 採択された決議・勧告等

- RES. 5. 1 釧路声明および条約の執行のための枠組みに関する決議
- RES. 5. 2 財政および予算に関する決議
- RES. 5. 3 国際的に重要な湿地の登録簿への湿地の最初の登録手続き
- RES. 5. 4 生態学的特徴がすでに変化しており、変化しつつありまたは変化するおそれがあるラムサール登録湿地の記録(「モントルーレコード」)
- RES. 5. 5 科学技術検討委員会の設立
- RES. 5. 6 湿地の賢明な利用
- RES. 5. 7 ラムサール登録湿地とその他の湿地のための管理計画
- RES. 5. 8 ラムサール湿地保全基金の将来における資金調達と運用
- RES. 5. 9 国際的に重要な湿地を特定するためのラムサール基準の採択

- REC. 5. 1 特定の締約国の領域内におけるラムサール登録湿地
- REC. 5. 1. 1 ギリシャのラムサール登録湿地
- REC. 5. 1. 2 ベネズエラのクアレ
- REC. 5. 1. 3 ドナウ川下流域
- REC. 5. 2 条文第3条の解釈のための指針(「生態学的特徴および生態学的特徴の変化」)
- REC. 5. 3 湿地の重要な特徴および湿地の保護区に関する区域分けの必要性
- REC. 5. 4 ラムサール条約と地球環境ファシリティおよび生物多様性条約との関わり
- REC. 5. 5 多国間および二国間の開発協力プログラムへの湿地の保全と賢明な利用の組み込み
- REC. 5. 6 ラムサール条約における非政府組織(NGO)の役割
- REC. 5. 7 国内委員会
- REC. 5. 8 湿地保護区で湿地の価値の普及啓発を促進する方法
- REC. 5. 9 魚類の生息地として国際的に重要な湿地に関するラムサール指針の設定
- REC. 5. 10 1996年の25周年記念湿地キャンペーン
- REC. 5. 11 スイスの新事務局
- REC. 5. 12 開催国への感謝
- REC. 5. 13 中南米地域におけるラムサール条約の推進と強化
- REC. 5. 14 地中海地域の湿地に関する協力
- REC. 5. 15 締約国の会合における使用言語